

表6 平成11年度以降 6期分の実績キャッシュフロー

(単位:千円) 千円未満は切捨て

区 分	第10期 平成11年度 金額(千円)	第11期 平成12年度 金額(千円)	第12期 平成13年度 金額(千円)	第13期 平成14年度 金額(千円)	第14期 平成15年度 金額(千円)	第15期 平成16年度 金額(千円)	6期分 累計額
I 営業活動による C/F							
税引前当期純損失	-520,871	-296,992	-327,627	-223,661	-183,570	-197,682	
減価償却費	310,126	296,957	293,840	264,120	254,381	245,180	
繰延資産償却	77,958	77,958	77,958	22,092	4,093	4,093	
建設仮勘定からの費用化額	-	-	-	2,992	-	-	
退職給付引当金の増加額	4,698	981	2,115	2,269	1,257	1,201	
賞与引当金の増減額	-1,852	-180	-4,680	-	-	-	
受取利息及び受取配当金	-482	-726	-362	-23	-20	-21	
支払利息	43,373	0	-	-	-	-	
補助金収入	-37,225	-58,352	-63,928	-63,490	-60,000	-56,557	
固定資産除却損	65	-	-	-	-	231	
預託金の増加額	120,000	84,000	0	0	36,000	12,000	
売上債権の増減額	-2,218	-246	-1,280	-12,251	1,263	-22,395	
たな卸資産の増減額	-234	-943	-285	938	-246	594	
仕入債務の増減額	667	-295	816	5,248	1,023	25,840	
未払法人税等外形標準分	-	-	-	-	-	11,400	
未払消費税等増減額	6,680	-1,176	-5,493	3,805	-991	-963	
未払金増減額	-9,413	-9,858	16,104	-19,537	-8,599	-1,526	
預りゴルフ場利用税増減額	1,603	-491	91	-613	-319	-313	
前受金増減額	0	0	4,553	-4,253	-100	0	
その他負債増減額	-3,463	1,508	5,791	-12,036	-2,505	-1,405	
立替金の増減額	-	-35	35	27,739	27,739	27,738	
輸入に係る仮払消費税等	-	-	-	-7,067	-	-	
その他資産増減額	38,802	1,722	615	461	356	-355	
小計	28,214	93,832	-1,737	-13,267	69,762	47,060	
利息及び配当金の受取額	482	726	362	23	20	21	
利息の支払額	-43,373	0	0	0	0	0	
補助金の収入	37,225	58,352	63,928	63,490	60,000	56,557	
未収金の増加額	-4,063	13,510	-14,059	-22,972	-89	1,523	
法人税等の支払額	-950	-1,210	-1,210	-1,210	-1,210	-1,210	
営業活動による C/F	17,535	165,210	47,284	26,064	128,483	103,951	488,527
II 投資活動による C/F							
有形固定資産の取得による支出	-	-5,434	-130,960	-39,847	-2,615	-185	
ソフトウェアの取得による支出	-302	-	-	-	-	-700	
敷金支払い支出	-	-	-	-	-16	-	
その他投資等の取得による支出	-6	-20	-	-30	-	-	
その他投資等の減少による収入	6,741	-	12	8	-	-	
投資活動による C/F	6,433	-5,454	-130,948	-39,869	-2,631	-885	-173,354
III 財務活動による C/F							
長期借入金の返済による支出	-2,615,280	-90,000	-90,000	-90,000	-90,000	-90,000	
株式の発行による収入	2,700,000	-	-	-	-	-	
財務活動による C/F	84,720	-90,000	-90,000	-90,000	-90,000	-90,000	-365,280
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-	-	-	-	
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	108,687	69,756	-173,662	-103,803	35,854	13,067	-50,107
VI 現金及び現金同等物の期首残高	484,734	593,421	663,177	489,515	385,712	421,566	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	593,421	663,177	489,515	385,712	421,566	434,633	

(注記事項)

- ① 建設仮勘定からの費用価額
- | | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 営業消耗品費 | - | - | - | 845 | - | - |
| 修繕費 | - | - | - | 1,914 | - | - |
| 雑損失 | - | - | - | 232 | - | - |
| 計 | - | - | - | 2,992 | - | - |
- ② 預託金の増加額は、フォレストヒルズゴルフ&リゾートの賛助会員の募集金額であり、個人賛助会員、法人賛助会員共に1口1,200万円で会員資格の取得日より10年間据置後、会員からの申し出があれば返還されるものである。
- ③ 立替金の減少額は、フォレストヒルズガーデンの備品管理委託料の広島県からの収入である。
- ④ 補助金の収入の内訳は次の通りである。
- | | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 広島県 | 14,975 | 8,352 | 19,538 | 21,410 | 20,000 | 20,000 |
| 本郷町 | 22,250 | 50,000 | 44,390 | 42,080 | 40,000 | 36,557 |
| 計 | 37,225 | 58,352 | 63,928 | 63,490 | 60,000 | 56,557 |

5 広島県との関係

広島エアポートビレッジ開発株式会社と広島県との関係は、以下の5つに大別される。

(1) 資本金に占める広島県の出資額

(単位：千円)

区 分	平成2年4月 (設立時)	平成3年5月	平成5年4月	平成12年1月	合 計
出 資 額	500,000	1,000,000	1,500,000	2,700,000	5,700,000
内広島県分	125,000	250,000	375,000	1,700,000	2,450,000

広島県の出資割合は設立時、2回の増資後とも25%であったが、平成12年1月の第三者割当の増資後は42.98%となっている。

(2) 広島県からの人材の派遣

取締役会の構成は、取締役会長（非常勤）、代表取締役社長（非常勤）、代表取締役専務（常勤）、取締役7名（非常勤）の計10名からなる。取締役会長は副知事が兼任、代表取締役社長は県OB、代表取締役専務は広島県から派遣した職員が就任している。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名で構成される。

内部組織は総務部5名とゴルフ事業部10名からなり、総務課長は広島県から派遣された職員である。また、ゴルフ場支配人は嘱託社員、営業課の2名の社員は契約社員である。

(3) 広島県からの借入金

平成17年3月31日現在の広島県からの借入金残高は25億5,000万円である。なお、この借入金は平成8年1月に事業資金貸付として行われた30億円の無利息借入である。

借入当初は平成38年の1月の一括返済とされていたが、平成12年1月の増資に伴い、広島県との間で覚書がかわされて平成12年度末から每期9,000万円を繰上償還することになっている。平成16年度まで每期9,000万円ずつ返済され、合計4億5,000万円が返済された結果、残高が25億5,000万円となっている。

(4) 広島県からの補助金

①平成5年度～平成11年度の補助金の交付状況

広島県は広島エアポートビレッジ開発株式会社に対して、平成5年度から、補助金を交付している。補助の目的は、広島空港周辺地域の「活力とにぎわい」の創出に先導的な役割を担っている広島エアポートビレッジ開発株式会社の安定した経営を確保するための支援である。

毎期の補助金の金額は、下記のとおりである。

(単位：円)

年度	事業年度	補助金金額
5	H5年4月1日～H6年3月31日	16,941,255
6	H6年4月1日～H7年3月31日	17,373,375
7	H7年4月1日～H8年3月31日	26,708,164
8	H8年4月1日～H9年3月31日	33,478,127
9	H9年4月1日～H10年3月31日	19,532,665
10	H10年4月1日～H11年3月31日	9,908,299
11	H11年4月1日～H12年3月31日	14,975,614

②平成12年度～平成16年度の補助金の交付状況

広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する平成12年度～平成16年度の補助金の交付状況は、次表のとおりである。

補助の目的は、上記①で述べたとおりであるが、その補助対象事業費を見てもみると、平成13年度までは広島県からの派遣職員に対する人件費補助、14年度からは事業費全般に対する補助に変更になっている。

(単位：円)

目的及び事業内容	年度	補助対象事業費	補助率	交付決定額 (決定年月日)	交付確定額 (交付年月日)	備考
人件費補助	12	8,352,347	全額	8,352,347 (13. 3. 26)	8,352,347 (13. 5.25)	精算払
人件費補助	13	19,538,397	全額	19,538,397 (14. 3. 25)	19,538,397 (14. 4.17)	"
事業費補助	14	21,410,000	全額	21,410,000 (15. 3.28)	21,410,000 (15. 5.30)	"
事業費補助	15	20,779,695	定額	20,000,000 (16. 3.22)	20,000,000 (16. 5.21)	"
事業費補助	16	22,046,029	定額	20,000,000 (16.11.10)	20,000,000 (17. 4.28)	"

(5) 広島県からの委託料

フォレストヒルズガーデンは、多目的ホール1棟・セミナーハウス1棟・コテージ8棟・テニスコート6面からなる広島県の施設であり、広島エアポートビレッジ開発株式会社は広島県との間で、この施設についての管理委託契約を締結している。

施設の管理委託業務については、広島エアポートビレッジ開発株式会社は広島県から委託料を受け取るのではなく、広島県の条例で定められた利用料金を利用者から徴収し、この利用料金収入をもって委託業務に伴う経費に充てるものとしている。

施設の管理委託業務とは別に、広島県と広島エアポートビレッジ開発株式会社は、フォレストヒルズガーデンに係る備品の整備及び管理業務について委託契約を締結している。

その内容は、フォレストヒルズガーデンに広島エアポートビレッジ開発株式会社が保有する備品（以下対象備品）を整備すること及び対象備品を維持管理することを広島エアポートビレッジ開発株式会社がを行い、広島県は、対象備品が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条に規定する減価償却資産の耐用年数（以下耐用年数という。）を経過するまでの年度にあっては、個々の対象備品の取得価額をその対象備品の耐用年数で除した金額の合計に相当する金額の範囲内において、当該年度の委託業務の実施に要する費用（以下委託料）を広島エアポートビレッジ開発株式会社に支払うというものである。

各期に支払われる委託料積算額は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	事業年度	委託料積算額
14	平成14年4月1日～平成15年3月31日	27,738,900
15	平成15年4月1日～平成16年3月31日	27,738,900
16	平成16年4月1日～平成17年3月31日	27,738,900
17	平成17年4月1日～平成18年3月31日	22,585,500
18	平成18年4月1日～平成19年3月31日	22,585,500
19	平成19年4月1日～平成20年3月31日	7,321,650
20	平成20年4月1日～平成21年3月31日	3,886,050
21	平成21年4月1日～平成22年3月31日	3,886,050
	計	143,481,450

なお、契約期間は1年毎の更新となっているが、翌年度以降において県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は更新しないものとされている。

また、対象備品に毀損又は滅失があった場合は、広島県は広島エアポートビレッジ開発株式会社に対して、対象備品の補修、代替物の提供、その他必要な措置を指示することができる。

広島県が広島エアポートビレッジ開発株式会社に対象備品の取得価額に相当する委託料を支払った場合、対象備品の所有権は広島県に帰属するものとされている。

第3 外部監査の結果

1 指摘事項

(1) 広島県との管理業務委託契約について

契約書の内容、運用に問題がある。

広島県からの委託料の会計処理に問題がある。

(2) 業者に対する随意契約での業務委託について

平成15年11月の定例監査で指摘されたところであり、かなり改善されているものの未だ随意契約が残っていることに問題がある。

(3) 内部統制組織の不備について

切手、ゴルフギフト券、販促物品の管理が杜撰であり、内部統制組織が確

立されていない。

(4) 税務上の取扱いの不備について

消費税等の申告に際して仕入税額控除に基本的な間違いがある。

また、法人税申告書において所得に加算されるべき役員賞与の加算がなされていない。

2 指摘事項の説明

(1) 管理業務委託契約（広島県が委託し広島エアポートビレッジ開発株式会社が受託）について

広島県は広島エアポートビレッジ開発株式会社を受託者として「広島県立中央森林公園施設管理委託契約」（以下「公園施設管理委託契約」）を締結するに際し、同公園内のフォレストヒルズガーデンに備え付ける備品について「広島県立中央森林公園に係る備品の整備及び管理業務委託契約」（以下「備品の整備及び管理業務委託契約」）を締結しているが、同契約について以下の点に問題がある。

① 契約期間について

備品の整備及び管理業務委託契約の契約期間は1年毎の更新を原則（第3条1項2項）としつつ「翌年度以降において甲（広島県）の歳出歳入予算の金額について減額又は削除があった場合には、この契約は更新しないものとする」（第3条3項）とされており、公園施設管理委託契約についても契約期間は1年毎の更新を原則とする（第3条）とされている。

ところで、フォレストヒルズガーデンの備品の所有権は、備品の整備及び管理業務委託契約の第2条（委託業務の内容）1項が「乙（広島エアポートビレッジ開発株式会社）の保有する別表に掲げる備品」との記載があること、及び同第6条（備品の帰属）に「甲（広島県）が前条（5条）の規定により乙（広島エアポートビレッジ開発株式会社）に対象備品の取得価額に相当する委託料を支払った場合、対象備品の所有権については甲（広島県）に帰属するものとする」とされていること、備品購入に際して作成された契約書の買い主が広島エアポートビレッジ開発株式会社とされていることからして、6条の要件が満たされるまでの間は広島エアポートビレッジ開発株式会社に帰属すると考えられるが、このことと上記契約期間との関係で、(1) 備品の所有権が広島県に移転する前に備品の整備及び管理業務委託契約と公園施設管理委託契約が解約された場合、(2) 備品の所有権が広島県に移転する前に

備品の整備及び管理業務委託契約が解約され、公園施設管理委託契約は継続した場合にフォレストヒルズガーデンに備えられた備品の扱いがどうなるのか、の2点が問題となる（広島エアポートビレッジ開発株式会社は備品を引き上げることになるのであろうか、それとも広島県が当該備品を新たに借り受けることになるのであろうか）。また、新しく指定管理者制度が導入されることになったことに伴って、広島エアポートビレッジ開発株式会社以外の者が指定管理者となった場合、備品の整備主体とフォレストヒルズガーデンの管理主体が異なることになるが、その場合の扱いはどうなるのかも問題となる。

広島県としては「広島エアポートビレッジ開発株式会社との契約が更新されない（又は解約される）という事態は事実上ありえない」との考えのもとにこれら契約を締結したのであろうが、指定管理者制度が現実となってみると、上記問題は現実化するものであり、そうでなくとも契約上は「更新拒絶ないし解約」の可能性が認められている以上、当然に想定される事態への対応として細則が定められてしかるべきであったと思料する。

なお、平成18年度から平成20年度の指定管理者として広島エアポートビレッジ開発・広島エアポートホテル共同企業体が選定されるに至った。

② 備品に欠損がでた場合の扱いについて

備品の整備及び管理委託契約には、備品に欠損がでた場合について「受託者の報告義務と委託者の指示権限」に関する抽象的規定（14条）は存在するものの具体的処理に関する細目が定められていない。

フォレストヒルズガーデンが、施設を有償で一般人の利用に供するというサービス業として運営されていることを考えると、備品に欠損がでた場合、迅速に補充がなされる必要があることはいうまでもないことである。

この点に関し、現時点では毀損・滅失した事例は比較的少額の備品のみであること、県の取り扱いとして「公の施設等の管理に際して備品などに欠損が生じた場合、30万円未満については管理を行う者が負担して修繕・補充を行う」という運用をしていること、等の理由から特に不都合は生じていないということであったが、毀損・滅失した備品が30万円以上であったらどうなるのか、そもそも「30万円未満については当然に管理者が自己の負担で修繕しなくてはならない」という扱いが妥当といえるのか、について検討する必要があると思料する。

③ 広島県からの委託料の会計上の処理について

広島県からの委託料は、立替金の入金として会計処理されている。

しかしながら、前記①の6行目以下で述べたようにフォレストヒルズガーデンに設置された備品は、広島エアポートビレッジ開発株式会社の所有物であり、委託料はその対象備品の整備に対して支払われる収入金額である。したがって委託料の会計処理は“委託料収入”として収益計上し、購入した対象備品は“器具備品”として固定資産に計上した上で減価償却すべきである。

また、固定資産に計上した器具備品については、償却資産税の申告をすべきである。

更に消費税等の面では、購入した対象備品は、購入時に支払った仮払消費税等は仕入税額控除すべきであるし、委託料は課税売上として収入計上時に消費税等の申告をすべきである。

この点につき広島エアポートビレッジ開発株式会社では、上記契約書第6条で「甲（広島県）が前条の規定により乙（広島エアポートビレッジ開発株式会社）に対象備品の取得価額に相当する委託料を支払った場合、対象備品の所有権については、甲に帰属するものとする。」とあることから、最終的には備品の所有権が広島県に帰属するため、広島エアポートビレッジ開発株式会社が購入した対象備品の代金を立替金で計上した上で、每期確定した委託料を立替金の入金として処理した旨説明をしている。

しかし、最終的に備品の所有権が広島県に帰属するとしても、現時点での備品所有者はあくまでも広島エアポートビレッジ開発株式会社である。現に、平成15年4月に起こされた住民監査請求に対する広島県の監査結果では、備品の整備及び管理業務委託契約第6条について「この契約は、備品の売買契約ではなく、あくまでも備品の整備及び管理の関する契約であることから、県が、広島エアポートビレッジ開発株式会社の所有する備品に対して、広島エアポートビレッジ開発株式会社の取得価額に相当する委託料を支払った場合であっても、当然には、所有権は広島エアポートビレッジ開発株式会社から県へ移転するものではない。しかしながら耐用年数が経過しても、引き続き施設で使用できる備品もあることが想定されるため、県が広島エアポートビレッジ開発株式会社の取得価額に相当する委託料を支払った場合は、当該備品の所有権を県に帰属させるよう、当該備品の所有権の県への予約を行ったものである。個々の備品毎の委託料の支払額が、当該備品の取得価額となった時点で、別途広島エアポートビレッジ開発株式会社と無償譲渡契約を締結し、広島エアポートビレッジ開発株式会社所有備品の所有権を県に帰属させるものである」として「新たな無償譲渡契約を締結した場合に対象備品の所有権が県に移転する」と既に明言されているのである。

フォレストヒルズガーデンに備え付けられた備品の所有権はやはり広島エアポートビレッジ開発株式会社に帰属するというべきであり、同社は広島県